

動管法改正と情報開示

倉 林 護

岡山実験動物研究会長

岡山実験動物研究会は、昭和 57 年 12 月 7 日に岡山大学の医・歯・薬・農・理・教育学部・教養部、川崎医科大学、ノートルダム清心女子大学、岡山理科大学、(株)林原生物化学研究所、重井医学研究所、その他多くの研究所の有志の参加を得て発会いたしましたユニークな研究会であります。本会の設立に中心的存在でご努力された岡山大学名誉教授の猪貫義先生が本会の初代会長を努めて下さり、その後、岡山大学名誉教授の田坂賢二先生、林原生物化学研究所藤崎研究所の栗本雅司所長が本会の会長を歴任され、アカデミックな新風を注がれ本会発展に絶大なる貢献をされました。その後、岡山大学農学部の佐藤勝紀教授が 4 年間会長の任務を果たされ、会の発展に貢献されました。そして平成 13 年 1 月より岡山大学医学部附属動物実験施設の不肖倉林が本会の会長を引き継ぐことになり、事の重大さに身が引き締まる思いであります。不慣れな役柄で務まるか否かわかりませんが、会員諸氏のバックアップなくして本会の維持・発展はありえないと思われまので、絶大なるご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

さて、前置きが長くなりましたが、実験動物界におきましては必ずしも安閑としてはおられない状況になっております。と申しますのは「動物の保護および管理に関する法律」(法律第 105 号)が改正されたことでもあります。主なる改正点は、動物愛護・福祉を強化することです。第 1 条に、「この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。」とあるように、特に最近、矢鴨や洋弓猫などの事件が発生する状況から、動物愛護家からすれば非常に酷いことでありいたたまれない事象であることにはかわりはないわけでありです。第 2 条にも基本原則が記してありますが「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も動物をみだりに殺し、傷つけ、又は

苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適性に取り扱うようにしなければならない。」とあります。兎に角、動物も尊い生命を有する生命体であるが故に、ヒトと同様に動物の命を軽んぜず丁重に扱うと同時に適正な飼育をするよう啓蒙しているわけです。動物の所有者あるいは占有者には、責任を十二分に自覚して動物を適正に飼養・保管することも強化されております。また、動物販売業者や動物取扱業の届け出制が義務づけられました。動物の販売を業としている者は、動物の購入者に対して適正な飼養・管理法を説明・理解させる必要があります。また、動物の販売、保管、貸出、訓練、展示等の動物取扱業を営もうとする者は、必要事項を都道府県知事等へ届出なければならぬ義務付けられております。必要事項は、氏名・名称・住所等、事業所の名称および所在地、動物の種類及び数、飼養施設の構造・規模、飼養管理方法、その他環境省令で定める事項等があります。そして、それら事項の報告・検査義務、動物の飼養・保管に関し条例で定めることができ、周辺の環境の保全に係る措置がなされたり、動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置ができること等も追加されました。また、動物の愛護及び管理に関する事務を行なわせるために、獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に関して専門的な知識の有する者をもって、動物愛護管理員等の職名を有する職員を置くことができるとしております。また、犬及びねこの所有者から引取りを求められた場合には、都道府県知事等は、これを引き取らなければならないし、負傷動物等を発見した者は、都道府県知事等に通報しなければならないことも規定されております。また、犬及びねこがみだりに繁殖して適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるような恐れがあると認められる場合には、その繁殖の防止のために、生殖を不能とする手術その他の措置をするよう努めなければならないことが規定されております。また、動物をやむをえず殺す場合、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行なわなければならないと規定し、

麻酔等による麻酔死などはこの具体的な方法と言えましょう。また、この動愛法の改正点で大きなものは、愛護動物をみだりに殺し、または殺傷した者は以前は3万円以下の罰金または料に処するとしていたのが、1年以下の懲役または百万円以下の罰金になったことでしょう。また、みだりに給餌または給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行なった者には、30万円以下の罰金に処するとしています。なお、この動愛法は、施行後5年を目途として、国、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況を勘案して、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしております。

また、情報公開法施行により動物実験施設等へ行政文書の資料開示要求請求が一般市民から出ていることでもあります。岡山大学医学部附属動物実験施設には次のような資料要求が非公式的ではありますが提出されております。その具体的内容は、1) 大学全体のイヌ・ネコ・サル類に関する動物実験計画書及びその評価書(平成11年度から平成12年度)*尚、評価書がない場合には、その実験結果より導き出された論文等、実験の成果がわかるもの。2) 大学全体における実験動物(すべての種)の利用頭数一覧表(平成11年度から平成12年度)*もし利用頭数一覧表がない場合には、すべての種に係る動物実験計画書。3) 大学全体の実験動物(すべての種)

の入手先一覧表(入手先及びその種類、頭数がわかるもの)(平成11年度から平成12年度)*もし一覧表がない場合には、すべての種に係る購入伝票及び搬入伝票。4) 大学全体の実験動物の譲渡先一覧表(譲渡先及びその種類、頭数がわかるもの)(平成11年度及び平成12年度)*もし一覧表がない場合には、それにかわるもの)。5) 大学全体の実験動物(すべての種)を撮影したビデオ及び写真すべて(動物実験中に限らず、抑留中、運搬中などすべて、尚、学会で発表に使用したものや動物実験利用者懇談会などで使用している教育用ビデオ等も含む。)(平成11年度から平成12年度)。6) 動物実験計画書上に記載される痛みを分類するための基準。7) 飼育日誌(管理日誌)(平成11年度及び平成12年度)等である。正式要求書類が国立大学で届いたところは、平成13年7月末現在で3校であります。動物実験反対運動の資料ではなく、真に動物実験に係る改善資料になることを願っております。

岡山大学医学部附属動物実験施設
Animal center for Medical research,
Okayama University medical school
倉林 譲
(Yuzuru Kurabayashi MD&DVM)
700 2-5-1, OKAYAMA-SHI, OKAYAMA, JAPAN
Tel. 086-235-7447 Fax. 086-235-7433
E-Mail: kurabaya@md.okayama-u.ac.jp

